

[事案 30-206] 損害賠償請求

・令和元年6月10日 裁定終了

<事案の概要>

担当者が自身に無断で契約者貸付を行ったこと等を理由に、契約者貸付金の元利金相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成18年6月に契約した変額個人年金保険にもとづき、平成24年5月に契約者貸付を受け、平成30年8年にその利息を含め保険会社に返済したが、本契約者貸付は担当者が自分に無断で行ったものであり、これを原資に担当者に貸し付けた金員も返済されていない。担当者は、はじめから返済の意思がないのに、自分を騙して契約者貸付金を送金させたので、契約者貸付金の元利金相当額を賠償してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は契約者貸付を自ら行った。貸付請求書の署名と本契約の申込書の署名の筆跡は一致している。
- (2) 契約者貸付を原資とする貸付も含めて、申立人から担当者に対してなされた貸付は申立人と担当者の個人間の貸借取引であり、当社の事業の執行についてなされたものではなく、当社はその責任を負わない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者貸付時の事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約者貸付の手続きは申立人自身が行ったものであると認められる一方、申立人が担当者に金員を貸し付けたのは個人間の金銭消費貸借契約であることから保険会社に損害賠償義務が発生するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。